

八幡平市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等について

【発表の要旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営環境が悪化した中小企業者が事業資金の融資を受けた場合に、市がその利子及び保証料を全額補給することとした。

1 補給対象者

新型コロナウイルス感染症に起因して、新たな融資を受けた個人または中小企業者

2 補給対象融資

令和2年3月1日から令和3年1月31日までに、以下の融資を受けた場合は補給対象とする。

実施機関	補給対象融資
(株)日本政策金融公庫	衛生環境激変特別貸付 経営環境変化対応資金 新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金特例措置
岩手県	岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金
八幡平市	八幡平市中小企業振興資金

3 補給額

補給対象融資を受けた場合の事業者が負担した利子及び保証料について、市が補給する。

4 補給条件

- ・市内に店舗又は事業所があり1年以上継続して事業を営んでいること
- ・納期の到来した市税を完納していること
- ・セーフティネット保証制度第4号若しくは第5号又は第6項の認定を受けていること

【担当】

商工観光課 商工労政係
主任 泉山 美穂
電話 0195-74-2111（内線 1318）